

各 位

会 社 名 株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表者名 代表取締役社長 種村 均
(コード：5331 東証第一部、名証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員 財務部長 加藤 博
(TEL. 052-561-7116)

会 社 名 共立マテリアル株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀口 隆
(コード：1702 名証第二部)
問合せ先 取締役 総務本部長 鈴木 伸介
(TEL. 052-661-3180)

株式会社ノリタケカンパニーリミテドによる共立マテリアル株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社ノリタケカンパニーリミテド（以下、「ノリタケカンパニーリミテド」といいます。）と共立マテリアル株式会社（以下、「共立マテリアル」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、平成 24 年 8 月 1 日を効力発生日として、ノリタケカンパニーリミテドを完全親会社、共立マテリアルを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、ノリタケカンパニーリミテドは、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、本株式交換を行う予定です。

本株式交換の効力発生日に先立ち、共立マテリアルの普通株式は株式会社名古屋証券取引所（以下、「名証」といいます。）第二部において平成 24 年 7 月 27 日に上場廃止（最終売買日は平成 24 年 7 月 26 日）となる予定です。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

ノリタケカンパニーリミテドは、優れた輸出用白色磁器の製造をもって我が国の貿易に寄与すべく国際貿易を理念に掲げた森村組創業者である森村市左衛門、大倉孫兵衛、廣瀬實榮らが明治 37 年 1 月に日本陶器合名会社（後の日本陶器株式会社 現 ノリタケカンパニーリミテド）を創立したことに始まります。食器製造の一方、研究開発から生み出された新たな部門を一業一社の精神から、大正 6 年 5 月に同社の衛生陶器部門を分離して東洋陶器株式会社（現 TOTO 株式会社）、大正 8 年 5 月には碍子部門を分離して日本ガイシ株式会社

（登記社名日本碍子株式会社）を設立、日本特殊陶業株式会社、共立マテリアルも含めた今日の森村グループの源流となる企業です。粉碎、分散、混合、研削研磨、成型、乾燥、焼成といった食器製造から培ったノリタケコアテクノロジーを様々な分野に派生させ、工業界や産業界を支える工業機材事業、セラミック・マテリアル事業、エンジニアリング事業に展開し、子会社 28 社及び関連会社 8 社でノリタケグループを形成しています。

平成 22 年度に策定した中期 3 カ年計画では、下記の 5 項目を基本戦略として掲げ、これらの実現に取り組んでまいりました。

- ① 事業の選択と集中
- ② 新技術・新製品の開発強化
- ③ 海外市場開拓
- ④ 海外生産による原価低減
- ⑤ 経営インフラ整備

事業の選択と集中については、デンタル事業の株式会社クラレとの提携のほか太陽電池など新エネルギー分野への取組みを強化し、新技術・新製品の開発強化については、太陽電池向け電極ペースト、ダイヤモンドワイヤー、リチウムイオン電池電極材料の乾燥・焼成炉など将来性が見込める分野への開発や改良に取り組みました。また、海外市場開拓については、中国における上海高級食器ショールーム開設や工業機材の広州営業拠点開設等成長著しいアジア圏を中心に販売力強化を推進しました。海外生産による原価低減については、米国におけるCBN砥石のノックダウン方式から一貫生産方式への切り替えや中国蘇州における砥石工場の新設、タイにおけるダイヤモンド工具の工場新設や石膏工場の増設を決定し、これまで以上に海外生産や海外からの調達拡大を推進しております。経営インフラの整備については、子会社9社をノリタケカンパニーリミテドに吸収し、予定したグループ会社の統合・再編を終えました。経営体制のスリム化と一体化を進めると共に人事・会計情報システム、コンプライアンス、安全衛生、環境保全、ものづくり強化などグループ共通のインフラとして経営管理体制の効率化とレベルアップを推進しました。今日、欧州の金融不安、新興国の台頭など企業を取り巻く問題が顕在化しております。国際レベルで企業間の競争が激しくなる中、スピード感を持ち、対処すべき課題である新技術・新製品の開発と海外生産拠点の構築を急ぎ、将来の収益向上に繋げるべく全力を挙げて取り組んでおります。

一方、共立マテリアルは昭和11年10月、日本陶器株式会社（現 ノリタケカンパニーリミテド）、東洋陶器株式会社（現 TOTO 株式会社）、日本ガイシ株式会社（登記社名日本碍子株式会社）の3社の原料山等の原料部門を統合して共立原料株式会社（後の共立窯業原料株式会社 現 共立マテリアル）として設立され、主として3社に原料を円滑に供給することを目的に営業を開始しました。陶磁器原料はもとより、高純度シリカに代表される硝子材料、ジルコニア粉末のファインセラミックス原料、超微粒子チタン酸バリウム等の電子部材といった材料メーカーとして工業界に貢献し定評を得ています。ノリタケカンパニーリミテドとは、設立時から親密な関係にあり、平成13年7月にノリタケカンパニーリミテドが持株比率を50.23%（現在54.24%）に引き上げ連結子会社となって以降もノリタケグループの企業として着実に関係を深め、コア事業の拡大を図ってまいりました。今後国内に比べアジアを中心とする新興国向けの需要拡大は続くと思われませんが、変化の激しい業界において競争激化は進んでおり、更なる海外での販路獲得に向け、生産性の向上、新規分野への進出に注力し、業績向上に努めています。

両社は、ノリタケカンパニーリミテドの提案を契機として平成24年1月頃から更なる企業価値の向上を目的に諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、ノリタケカンパニーリミテドが本株式交換により共立マテリアルを完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、ノリタケグループの持つ事業インフラやリソースを結集し、これまで以上に連携を強化することで、セラミック・マテリアル事業において強いシナジーを発揮することが可能となり、一層の業容拡大を図れると判断しました。本株式交換は、両社の親身上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除し、また共立マテリアルの上場維持コストの負担軽減等によりノリタケグループの更なる経営管理体制の効率化やスリム化を可能にするものであります。

ノリタケカンパニーリミテドが共立マテリアルを完全子会社化することで共立マテリアルの開発力を一層強化し、新たにノリタケカンパニーリミテド株式を保有していただくことになる共立マテリアルの株主の皆様を含めノリタケカンパニーリミテドの株主の皆様ごの期待に応えてまいりたい所存です。具体的には、両社がこれまでに培ってきたナノマテリアルに関する材料技術を相互に有効利用し、更にノリタケグループの経営資源はもとより研究開発拠点、海外拠点を含めたマーケティング機能も活用し、既存の枠を超えた事業展開にスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。完全子会社化後も「共立マテリアル」のプレゼンス、ブラン

ド力を継続し、セラミック・マテリアル事業の事業価値向上を図るべく取り組んでまいります。

2. 本株式交換による完全子会社化の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成 24 年 5 月 21 日（月）
株式交換契約締結日（両社）	平成 24 年 5 月 21 日（月）
定時株主総会（共立マテリアル）	平成 24 年 6 月 28 日（木）（予定）
最終売買日（共立マテリアル）	平成 24 年 7 月 26 日（木）（予定）
上場廃止日（共立マテリアル）	平成 24 年 7 月 27 日（金）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 24 年 8 月 1 日（水）（予定）

(注 1) ノリタケカンパニーリミテドは、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、本株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

(注 2) 上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性及びその他の事由により、両者の合意に基づき変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

ノリタケカンパニーリミテドを完全親会社、共立マテリアルを完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ノリタケカンパニーリミテドについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、共立マテリアルについては平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、平成 24 年 8 月 1 日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	ノリタケカンパニーリミテド (株式交換完全親会社)	共立マテリアル (株式交換完全子会社)
株式交換 比率	1	1.75
本株式交換により 交付する株式数	普通株式 16,080,799 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

共立マテリアルの普通株式 1 株に対してノリタケカンパニーリミテドの普通株式 1.75 株を割当て交付いたします。ただし、ノリタケカンパニーリミテドが保有する共立マテリアル普通株式 10,985,034 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付するノリタケカンパニーリミテドの株式数

ノリタケカンパニーリミテドは本株式交換により、普通株式 16,080,799 株を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式（平成 24 年 4 月末現在 18,828,714 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。なお、共立マテリアルは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下、「基準時」といいます。）において有するすべての自己株式（平成 24 年 4 月末現在 75,025 株）（本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時まで消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、共立マテリアルによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ノリタケカンパニーリミテドの単元未満株式を保有することとなる共立マテリアルの株主に

においては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするノリタケカンパニーリミテドの配当金を受領する権利を有することになります。取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。ノリタケカンパニーリミテドの単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、ノリタケカンパニーリミテドの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（単元株式数（1,000株）への買増し）

会社法第194条第1項及びノリタケカンパニーリミテドの定款の規定に基づき、ノリタケカンパニーリミテドの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の普通株式をノリタケカンパニーリミテドから買い増すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ノリタケカンパニーリミテドの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式をノリタケカンパニーリミテドに対して買い取ることを請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ノリタケカンパニーリミテドの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる共立マテリアルの現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

共立マテリアルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ノリタケカンパニーリミテドは野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、共立マテリアルは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券はノリタケカンパニーリミテドについては、ノリタケカンパニーリミテドが株式会社東京証券取引所第一部（以下、「東証第一部」といいます。）及び名証第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成24年5月18日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、それに加えて将来の事業活動の状況の評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

共立マテリアルについては、共立マテリアルが名証第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成24年5月18日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、共立マテリアルには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況の評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

ノリタケカンパニーリミテド株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	1.32～1.33
類似会社比較法	0.69～2.94
DCF法	1.38～1.91

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ノリタケカンパニーリミテド、共立マテリアル及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成24年5月18日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルの財務予測については、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルの両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成24年5月18日を算定基準日として、東証第一部におけるノリタケカンパニーリミテド株式、名証第二部における共立マテリアル株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1週間、1ヶ月及び3ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）による算定を行っております。

ノリタケカンパニーリミテド株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	1.22～1.42
類似企業比較分析	1.48～1.69
DCF分析	1.55～1.99

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成24年5月18日までの上記情報を反映したものであります。

なお、DCF法及びDCF分析による算定の基礎として、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルが野村證券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加及びコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

(2) 算定の経緯

ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルは、それぞれ上記2. (3)に記載の株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式

交換を行うことにつき、本日開催されたノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 算定機関との関係

ノリタケカンパニーリミテドのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、共立マテリアルのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成 24 年 8 月 1 日を予定）をもって、共立マテリアルはノリタケカンパニーリミテドの完全子会社となり、共立マテリアル株式は平成 24 年 7 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 24 年 7 月 26 日）となる予定です。上場廃止後は、共立マテリアル株式を名証第二部において取引することができなくなります。

共立マテリアル株式が上場廃止となった後も、本株式交換により共立マテリアル株主の皆様は割り当てられるノリタケカンパニーリミテド株式は東証第一部及び名証第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も同取引所市場での取引が可能であることから、共立マテリアル株式を 572 株以上保有し本株式交換によりノリタケカンパニーリミテド株式の単元株式数である 1,000 株以上のノリタケカンパニーリミテド株式の割当てを受ける共立マテリアルの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、572 株未満の共立マテリアル株式を保有する共立マテリアルの株主の皆様には、ノリタケカンパニーリミテド株式の単元株式数である 1,000 株に満たないノリタケカンパニーリミテド株式が割当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ノリタケカンパニーリミテドに対し、単元未満株式の買増制度及び買取制度をご利用いただくことが可能です。係る取扱いの詳細については、上記 2.

(3) の (注 3) . 「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2. (3) の (注 4) . 「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

ノリタケカンパニーリミテドは、既に共立マテリアルの発行済株式数の 54.24%を所有し、共立マテリアルの親会社であることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として共立マテリアルとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議しました。

一方、共立マテリアルは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてノリタケカンパニーリミテドとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

さらに、ノリタケカンパニーリミテドは、リーガル・アドバイザーとして、鶴見法律事務所を、共立マテリアルは、リーガル・アドバイザーとして、佐藤綜合法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

共立マテリアルの取締役8名のうち、ノリタケカンパニーリミテドの代表取締役を兼務している種村均氏及びノリタケカンパニーリミテドの専務執行役員を兼務している堀口隆氏は、共立マテリアルにおける意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、株式交換比率及び本株式交換契約締結に係る取締役会の審議及び決議に参加せず、本株式交換に関するノリタケカンパニーリミテドとの協議・交渉に参加していません。また、監査役3名のうち、ノリタケカンパニーリミテドの監査役を兼務している藤井正敏氏は、利益相反を回避する観点から、株式交換比率及び本株式交換契約締結に係る審議及び決議がなされた取締役会には出席していませんが、藤井氏を除く監査役全員が、株式交換比率及び本株式交換契約締結に係る本日開催の共立マテリアルの取締役会に出席し、共立マテリアルがノリタケカンパニーリミテドとの間で本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

さらに、共立マテリアルは、本株式交換を検討するにあたり、支配株主であるノリタケカンパニーリミテドと利害関係を有しない共立マテリアルの社外監査役であり、名証に独立役員として届出している岩崎好晴氏に対し、名証の定める規則に基づき、本株式交換に関する共立マテリアルの決定が共立マテリアルの少数株主にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼し、平成24年5月21日付で、同氏より、本株式交換の目的は正当であること、本株式交換に係る交渉過程の手続きは公正であること、本株式交換比率は公正であること、及び本株式交換が共立マテリアルの企業価値向上に資するものであること等から、本株式交換に関する共立マテリアルの決定が共立マテリアルの少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする共立マテリアル取締役会宛の意見書（以下、「本意見書」といいます。）を取得しております。

共立マテリアルは、以上の共立マテリアルにおける取締役会決議の方法、及びその他の利益相反を回避するための措置に関して、共立マテリアルのリーガル・アドバイザーである佐藤綜合法律事務所から、法的助言を受けております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成24年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	共立マテリアル株式会社
(2) 所在地	名古屋市西区則武新町三丁目1番36号	名古屋市港区築三町二丁目41番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 種村 均	代表取締役社長 堀口 隆
(4) 事業内容	研削・研磨工具、食器、電子材料・部品、セラミック部品、工業用設備・装置等の製造・販売	窯業原料の採掘、精製、製造、仕入、販売 電子部品用セラミック原料の製造、販売
(5) 資本金	15,632百万円	2,387百万円
(6) 設立年月日	大正6年7月25日	昭和11年10月26日
(7) 発行済株式数	158,428,497株	20,249,087株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	(連結) 4,023名	(連結) 171名
(10) 主要取引先	国内外の企業等	国内外の企業等
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社みずほコーポレート銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	明治安田生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） 7.63% 第一生命保険株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） 5.90%	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 54.24% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 3.54% 第一生命保険株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） 3.00%

	日本生命保険相互会社 3.68%	共立マテリアル取引先持株会 2.80%
	株式会社三菱東京UFJ銀行 3.59%	明治安田生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）
	TOTO株式会社 3.29%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 3.22%	2.30%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3.10%	那須 久平 1.43%
	東京海上日動火災保険株式会社 2.02%	東京海上日動火災保険株式会社 1.26%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 1.98%	由良海運株式会社 1.24%
	日本特殊陶業株式会社 1.33%	CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT （常任代理人シティバンク銀行株式会社） 1.07%
		ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアン ツ 6 1 3（常任代理人 ドイツ証券株式会社） 0.66%

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	ノリタケカンパニーリミテドは、共立マテリアルの発行済株式数の 54.24%（10,985,034 株）の株式を保有しており、親会社です。
人 的 関 係	ノリタケカンパニーリミテドの取締役である 1 名が共立マテリアルの取締役を、またノリタケカンパニーリミテドの監査役である 1 名が共立マテリアルの監査役をそれぞれ兼務しております。また共立マテリアルの取締役である 1 名がノリタケカンパニーリミテドの執行役員を兼務しております。
取 引 関 係	ノリタケカンパニーリミテドは共立マテリアルより取扱商品の一部の仕入等を行っております。また共立マテリアルはノリタケカンパニーリミテドより取扱商品の一部の仕入を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	共立マテリアルはノリタケカンパニーリミテドの連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決 算 期	株式会社ノリタケカンパニーリミテド （連結）			共立マテリアル株式会社 （連結）		
	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連 結 純 資 産	66,711	65,428	68,896	14,151	14,674	15,161
連 結 総 資 産	109,594	116,126	117,735	17,894	19,398	18,734
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	413.33	411.29	434.14	701.19	727.28	751.56
連 結 売 上 高	87,595	105,378	102,151	11,465	14,590	12,307
連 結 営 業 利 益	△1,664	4,326	1,880	895	2,365	1,157
連 結 経 常 利 益	△1,378	4,845	2,692	979	2,436	1,236
連 結 当 期 純 利 益	△4,500	1,858	4,467	548	838	706
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	△31.32	13.16	31.99	27.19	41.54	35.03
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	5.0	5.0	8.0	8.0	9.0	8.0

（注1）単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名称	株式会社ノリタケカンパニーリミテド
(2)	所在地	名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 種村 均
(4)	事業内容	研削・研磨工具、食器、電子材料・部品、セラミック部品、工業用設備・装置等の製造・販売
(5)	資本金	15,632百万円
(6)	決算期	3月31日
(7)	純資産	現時点では確定していません。
(8)	総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうちノリタケカンパニーリミテドによる共立マテリアルの少数株主からの子会社株式の追加取得に該当します。なお、本株式交換に伴いノリタケカンパニーリミテドの連結財務諸表上、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換によりノリタケカンパニーリミテドの連結子会社である共立マテリアルは、ノリタケカンパニーリミテドの完全子会社となる予定です。本株式交換が、ノリタケカンパニーリミテド及び共立マテリアルの連結業績予想に与える影響は現時点では未定です。詳細が判明次第お知らせいたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ノリタケカンパニーリミテドは共立マテリアルの支配株主であることから、本株式交換は、共立マテリアルにとって支配株主との取引等に該当します。

共立マテリアルは、親会社であるノリタケカンパニーリミテド及びそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しています。また、ノリタケカンパニーリミテド及びそのグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはありません。

また、本株式交換についても、上記3.（5）に記載のとおり、その公平性を担保する措置を講じており、上記3.（6）に記載のとおり、利益相反を回避するための措置として、ノリタケカンパニーリミテドの代表取締役を兼務している種村均氏及びノリタケカンパニーリミテドの専務執行役員を兼務している堀口隆氏は、株式交換比率及び本株式交換契約締結に係る審議及び決議に参加せず、本株式交換に関するノリタケカンパニーリミテドとの協議・交渉に参加していません。また、ノリタケカンパニーリミテドの監査役を兼務している藤井正敏氏は、利益相反を回避する観点から、株式交換比率及び本株式交換契約締結に係る審議及び決議がなされた取締役会には出席していません。さらに、共立マテリアルは、本株式交換を検討するにあたり、平成24年5月21日付で、支配株主であるノリタケカンパニーリミテドと利害関係を有しない共立マテリアルの社外監査役であり、名証に独立役員として届出している岩崎好晴氏から、本株式交換の目的は正当であること、本株式交換に係る交渉過程の手続きは公正であること、本株式交換比率は公正であること、及び本株式交換が共立マテリアルの企業価値向上に資するものであること等から、本株式交換に関する共立マテリアルの決定が共立マテリアルの少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする本意見書を取得しております。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

ノリタケカンパニーリミテド (当期連結業績予想は平成 24 年 5 月 10 日公表分)

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 25 年 3 月期)	104,000	2,700	3,500	2,500
前期実績 (平成 24 年 3 月期)	102,151	1,880	2,692	4,467

共立マテリアル (当期連結業績予想は平成 24 年 5 月 9 日公表分)

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 25 年 3 月期)	11,000	440	500	310
前期実績 (平成 24 年 3 月期)	12,307	1,157	1,236	706